

第2回 Jークレジット制度運営委員会 議事概要

Jークレジット制度運営委員会事務局

日 時：平成26年1月20日（月）15：00－16：40

場 所：農林水産省 本館7階 共用第10会議室

委 員：新美委員長、山地副委員長、二宮委員、橋本委員、原委員、前田委員、松橋委員、丸山委員、宮城委員、椋田委員

事務局：

環境省 : 熊倉室長、伊藤室長補佐、三好室長補佐

経済産業省 : 小見山室長、森川課長補佐

農林水産省 : 作田室長、松下課長補佐

林野庁 : 嶋田課長補佐

1. 森林吸収小委員会の審議結果の報告及び方法論等の改定に関する審議

- ・森林吸収小委員会の審議結果について事務局より説明した。審議の結果、方法論F0-001（森林経営活動）と同様に、方法論F0-002（植林活動）に予見し得なかった転用に関する規定を追記することを条件に、報告された方法論等の改定を承認した。

2. 方法論の策定及び改定に関する審議

- ・方法論の策定及び改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の策定及び改定を承認した。

3. 制度文書の改定に関する審議

- ・森林管理プロジェクトに関連する制度文書を除く制度文書の改定について事務局より説明した。審議の結果、方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）の4.1章に記載した温室効果ガス排出削減効果に資する理論的な裏付けを示す根拠を、「査読付き学術雑誌等」とすることを条件に、制度文書の改定を承認した。

4. 地域版Jークレジット制度の変更及び更新に関する審議

- ・地域版Jークレジット制度の変更及び更新について事務局より説明した。審議の結果、高知県制度における認証委員会を非公開とできる場合の規定の表現について確認することを条件に、新潟県及び高知県の地域版Jークレジット制度の変更及び更新を承認した。

5. 登録された審査機関の報告

- ・登録済の審査機関について事務局より報告した。

6. その他

- ・プロジェクトの登録及び認証状況、今後のスケジュールについて事務局から説明した。

7. 委員の発言及び質疑

<森林吸収小委員会の審議結果の報告及び方法論等の改定に関する審議>

(大塚委員 (事前提出のご意見より))

- ・吸収量を年度単位で算定することについて、J-V E Rは月割りでの計算であったことと対比し、問題がないか精査すべき。

(事務局 (環境省))

- ・J-V E Rでは年度が終わらないと申請できない不便さを回避するため月割りを可能としていたものの、方法論では年度単位で算定することと規定しており、基本的な考え方は変わらない。

(椋田委員)

- ・吸収量の算定を年度単位で算定することにより、施業実施前のクレジットが生じる恐れはないか。

(事務局 (環境省))

- ・京都議定書と同様に、施業実施後に吸収量に算入すると定めている。

(丸山委員)

- ・森林管理は年度単位で計画を立て実施することから、年度単位での算定が妥当。逆に施業の開始日以降に算定すると決めると、J-クレジットのために本来適切であった施業実施期間が歪められてしまう可能性がある。

(橋本委員)

- ・プロジェクト計画時には予見し得なかった転用に関する規定について、方法論F O - 0 0 2 (植林活動)には記載されていないが、適用されないのか。

(事務局 (環境省))

- ・方法論F O - 0 0 2 (植林活動)においても同様であるため追記する。

(二宮委員)

- ・年度単位で吸収量を算定することに関して、例えば、モニタリングを年度前半に実施した場合、その後、年度後半に吸収量に大きな影響を与えるような事象が発生した場合、どのように対応するのか。

(事務局 (環境省))

- ・例えば、年度の途中で台風により森林が消失する等の吸収量に重大な影響を与える事象が発生した場合は、当該日以降ではなく、当該年度分の吸収量を全て算定対象外とすることが妥当であると考えます。

<方法論の策定及び改定に関する審議>

(二宮委員)

- ・方法論I N - 0 0 5 (機器のメンテナンス等で使用されるダストブローヤ缶製品の温室効果ガス削減)について、適用条件に「大幅な」など解釈の余地を残す表現があるが、方法論で

厳密に定めずに妥当性確認や検証の段階で個々に判断するということか。

(事務局 (環境省))

- ・ そのとおり。

<制度文書の改定に関する審議>

(松橋委員)

- ・ 限界電源による排出係数の追加までに時間を要している。エネルギー関係のシンクタンク等に委託する等の措置を取り、早く公表できるようにならないか。

(事務局 (経産省))

- ・ できるだけ早く公表できるように担当部局に伝える。

(丸山委員)

- ・ 方法論策定規程 (排出削減プロジェクト用) において、温室効果ガス削減効果に資する理論的裏付けを示す根拠として「査読付き学術雑誌 (論文誌等)」が挙げられているが、提示された学術雑誌、論文誌が理論的裏付けを示す根拠として適切であることはどのように判断するのか。

(事務局 (環境省))

- ・ 関係省庁に照会しながら事務局で判断する。最終的には運営委員会で判断することになる。

(山地委員)

- ・ 学術論文は、オリジナリティに重点をおいているため、必ずしも学術論文の中だけに根拠となる事実があるわけではない。「学術雑誌等」に修正すべき。

(松橋委員)

- ・ 科学的実証が微妙なものは十分に実証を行い、技術的に立証にされた後にJ-クレジット制度の対象とするべき。実証が不十分な技術は、科学技術予算にて手当をするように誘導するべきではないか。

(事務局 (経産省))

- ・ 可能な限り技術的に立証していることが望ましい。なお、技術として確立しているものは、査読付き学術雑誌等の根拠資料は不要という位置づけである。

(事務局 (環境省))

- ・ 方法論策定規程 (排出削減プロジェクト用) の規定を「査読付き学術雑誌等」に修正する。

(事務局 (経産省))

- ・ 方法論策定規程 (排出削減プロジェクト用) に追記を提案した「プロジェクトの実施者が特定の者に限定されないこと」に関して、特定の企業の開発技術であっても広く普及していくポテンシャルがあるなら新規方法論の対象ということでよいか。

(前田委員)

- ・ 「提案する方法論を用いるプロジェクトの登録申請が予定されていること。また、プロジェクト実施者が特定の者に限定されないこと」について、「必要に応じてこれらを示す文書を提出

する」と定めているが、説明書きを添付するということでよいか。

(事務局 (経産省))

- ・具体的に想定されるプロジェクトに関する説明書きがあればよい。

(原委員)

- ・「特定の者に限定」されるプロジェクトとは、具体的にどのようなものを想定しているのか。ほとんどの技術は特定の者に限らず普及していくポテンシャルがあるのではないか。

(事務局 (経産省))

- ・個社でしか対応できない技術を想定している。方法論の中に特定の企業名が入る等避けるという趣旨で規定を設けた。

<地域版J-クレジット制度の変更及び更新に関する審議>

(宮城委員)

- ・毎年更新手続きをしなければならない理由は何か。自治体にとっては負担が大きいのではないか。

(事務局 (環境省))

- ・地域版は国の制度に基づいて実施されるべきものであり、その確認には年1回が妥当であるとする。なお、J-VERでも年1回の更新となっていた。

(二宮委員)

- ・J-VER制度でも同様の議論があったが、一つのマーケットにて国と地方のクレジットが同質のものとして扱われている以上、地域版J-クレジットの信頼性を担保するためには、1年ごとに規程類等を確認することが妥当という結論であった。

(丸山委員)

- ・新潟県からの変更申請内容に関して、木質バイオマスの総重量のうち新潟県産が50%を超えることが要求事項となっている。本運営委員会としては変更の内容そのものではなく、条件緩和ではないこと、さらに他事項への影響がないことから認めるという理解でよいか。

(事務局 (環境省))

- ・そのとおり。

(棕田委員)

- ・高知県制度に関して、「知的財産保護等の理由があると委員長が認めるとき」は認証委員会を非公開にできる規定を追加することになっているが、知的財産とは営業秘密等を意味するの

(新美委員長)

- ・広義の知的財産であれば営業秘密、ノウハウ等も含むと考えられる。

(事務局 (環境省))

- ・高知県に内容を確認する。

以上

文責：事務局